

若者の消費者トラブルに注意 ～成年年齢が18歳に～



令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年になると未成年者取消権（親権者の同意がない契約を取り消すこと）が使えなくなるため、若者の消費者トラブルが増加することが懸念されます。消費者トラブルで困った時や迷った時は、消費生活センターへご相談ください。

問 市消費生活センター（産業振興課内）☎内線1446

■ 成年に達すると何が変わるでしょうか

▶ 18歳からできるようになること

親の同意がなくても契約できるようになります。

- クレジットカードを作る
- ローンを組む
- 携帯電話の契約
- 賃貸住宅の契約 など

※未成年者取消権が行使できなくなります。

▶ 20歳にならないとできないこと（これまでと変わらない）

- 飲酒・喫煙・公営競技（競輪・競馬・競艇・オートレース）

■ いつから成年になりますか

4月1日に18歳、19歳の方は新成人となります。現在未成年の方は、生年月日によって新成人となる日が次のようになります。

生年月日	成年となる日	成年年齢
平成14年4月1日以前	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～15年4月1日	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～16年4月1日	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日	18歳

■ 消費者トラブルに気を付けて

▶ どんな消費者トラブルが多いのか

もうけ話やフリーローン、サラ金など「お金」に関するトラブルのほか美容医療やエステティックサービスなど「美容」に関するトラブルも多くなっています。また、若者に身近なSNSを通じた勧誘やインターネット上の広告からの契約などに注意が必要です。

▶ 事例から見た注意点 若者は、ここを狙われる

知識・経験の不足に付け込まれて契約してしまう、「絶対にもうかる」などうまい話に弱い、強い押しに断り切れない、などの事例が見られます。

▶ トラブルに遭わないためには

契約内容を十分理解し、自分にとって必要かをよく考え、不要なものや強引な勧誘はキッパリ断ることが大切です。

■ 契約する前に、本当に必要か考えて

◆ 消費生活相談員 安田智美さん



未成年者取消権という保護が無くなったばかりの18歳、19歳の成年は、悪質業者の格好のターゲットになりやすいです。消費者トラブルに遭わないためには契約について学び、さまざまなルールを知り、その契約が本当に必要かを考えることが重要です。

■ トラブルに遭ってしまった時や困った時は、まず相談

消費生活センターは、消費者のための相談業務や情報提供をする機関です。専門の相談員が、問題解決のための助言や手助けを行います。

- ・「消費者ホットライン」☎188（局番なし）
- ・市消費生活センター専用電話☎72-5022